


高知県オフセット・クレジット認証運営委員会 御中  
 (事務局:高知県オフセット・クレジット認証センター)

平成24年12月27日

### 温室効果ガス排出削減・吸収量認証依頼書

高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度における検証が終了しましたので、利用約款記載のダブルカウントを回避するための措置を適切に執り行うことを誓約のうえ、下記の温室効果ガス排出削減・吸収量の認証を依頼いたします。

プロジェクト名			
四万十町森林組合温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクト ～山、川、海、自然が人が元気です～			
【依頼者】 プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	四万十町森林組合(シマントチョウシンリンクミアイ)		
住所	高知県高岡郡四万十町大正473-1		
代表者氏名	沖本 英城	代表者役職	代表理事組合長
担当者氏名	武政 純也	担当者 所属部署・役職	森林整備部 林産係
担当者 E-mail	j_takemasa@shimantohinoki.or.jp	担当者電話番号	0880-27-0119
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	同上		
プロジェクト参加者名	ココヨ株式会社		
高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)取得予定者			
事業者名(フリガナ)	四万十町森林組合(シマントチョウシンリンクミアイ)		
	以下のうち当てはまる項目に☑ <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認・検証機関			
妥当性確認機関名	高知県 J-VER 制度森林吸収プロジェクトバリデーションチーム		
検証機関名	SGSジャパン株式会社		

プロジェクト情報	
プロジェクト登録番号 (4ケタ)	KO_0010
プロジェクト登録日	平成23年8月25日
プロジェクト概要	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【目的】</b> プロジェクト対象地は、森林組合と森林所有者が長期施業契約を締結している場所である。計画的に森林の管理、施業を行うことで CO2 の吸収量を増大させることを目的とする。また、森林整備によるCO2吸収量をクレジット化させ、売却することにより得られた収益を森林整備の費用の一部賄うことでコストの負担を軽減し、環境と森林資源の双方から持続可能な森林管理を展開していくとともに林業後継者の育成、確保など、地域林業の活性化を図る。</p> <p><b>【内容】</b> 本事業は、高知県高岡郡四万十町大正地区に位置する四森施 21-19 団地(一部四森施 19-2 団地)において、平成 19 年度からの森林施業計画に基づき行った森林施業と今後行う森林施業(プロジェクト対象地 98.16ha)により、高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度による資金を運用し、森林所有者の負担を軽減することで、森林整備を推進し、公益性を高め、環境に配慮した森林管理を行う。 また、更に森林整備が、加速し、森林資源の循環による安定的な雇用の創出や地域山村での人口の拡大、新規定着などの効果が期待される。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b> 適用方法論NO. R001 Ver. 4.1 に定められた条件を満たしている。 当プロジェクト対象地はすべて森林施業計画の認定を受けていることから森林法第5条に定める森林である。当プロジェクトの森林施業計画は、国有林を含む。また、間伐実施地のうち、同意が得られない箇所についてはプロジェクト対象地から除外している。このため、森林施業計画単位での申請が困難であることから、間伐を実施する箇所のうちこれらの箇所を除外してプロジェクト対象地としている。なお、プロジェクト代表事業者等が所有又は管理する土地以外の土地も含め、当該森林施業計画内において、クレジット発行対象期間内に土地転用(収用などの避けがたい土地転用を除く)が計画されておらず、主伐後に適切な更新がなされることとされている。 また、2007年4月1日以降に森林施業計画等に基づき施業(間伐)されるものであり、2013年3月31日までの計画策定がされている。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b> 森林・林業基本法、森林法、森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法(間伐等促進法)他、関連法令を遵守している。</p> <p><b>【採用技術】</b> プロジェクトで使用する設備・機器等</p>

機器名	メーカー名	耐用年数	導入時期	備考
デジタルコンパス	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器
トゥルーパルス 200	レーザーテクノロジー社	5年	2008.12	面積測量器
パーテックス IV・トランスポンダーT3	ハグロフ社(スウェーデン)	5年	2008.11	樹高測定器
ダイヤモンドルール	KDS	-	2008.11	胸高直径測定器
モバイルマップパーCX	MAGELLAN	5年	2008.12	位置測定器 位置精度:1m
測量ロープ	積水樹脂株式会社	-	2011.6	距離測定ロープ 100m

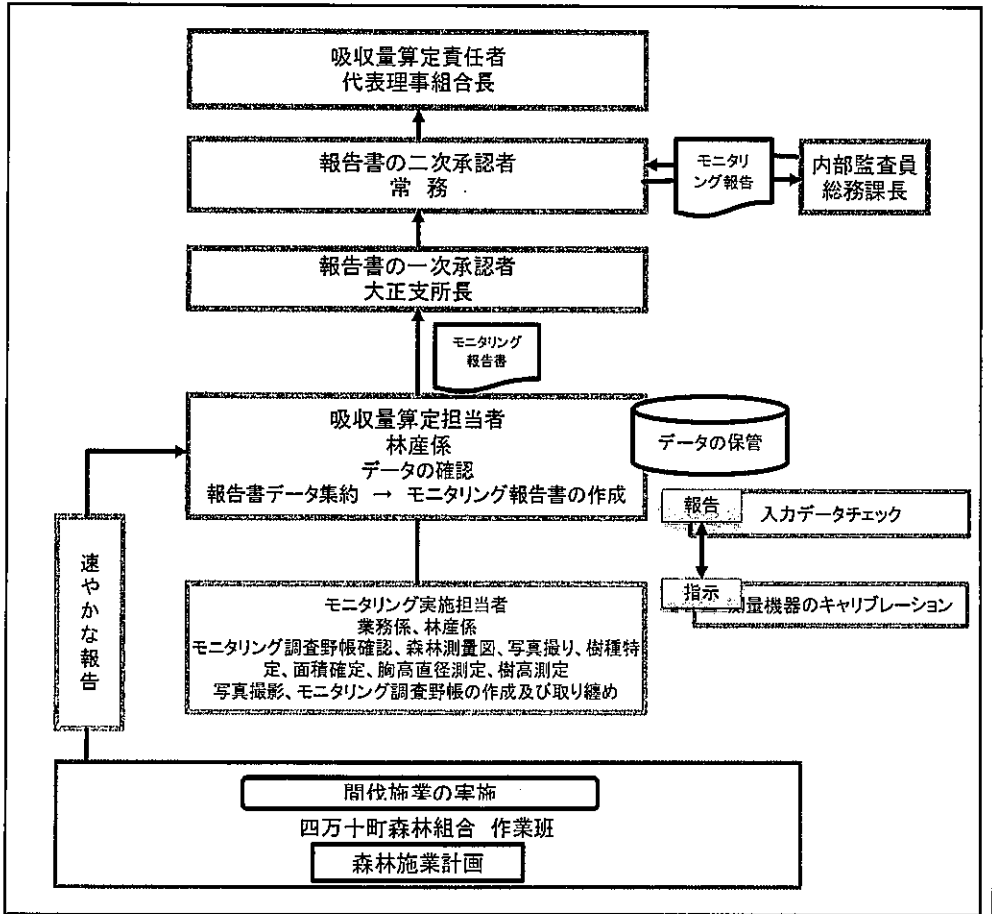
【モニタリング方法】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2により、デジタルレーザーコンパス、トゥルーパルス 200、パーテックスIV・トランスポンダーT3、ダイヤモンドルール、モバイルマップパーCX、測量ロープ、高知県民有林収穫表を用い、森林面積、樹高、成長量を測定した。

【GHG 算定式の方法論への準拠性】

モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)Ver.4.2に準拠している。

【モニタリング体制】



	<p>【QA / QC 体制】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育・訓練の実施状況と記録                     <p>モニタリングについては高知県主催で開かれた、「高知県オフセット・クレジット(高知県J-VER)制度モニタリング現地研修会及び吸収量算定方法講習会」に森林吸収量算定担当者及びモニタリング実施担当者が参加した。帰社後、責任者、及び各承認者、担当者に伝達研修を行った。</p> <p>作業班については、毎月 15 日(休日の場合は前平日)に全作業員を対象とした労働安全会議を開催し、各事業体の災害報告と現場でのヒヤリハット等の報告並びにヒヤリハットに対する対策について検討している。</p> </li> <li>・情報の保管                     <p>モニタリング調査野帳(原本)、電子データ(測量データ、画像データ)、森林測量図並びにモニタリング報告書は、プロジェクト代表事業者の森林吸収量算定担当者が書庫及びサーバで保管している。またサーバで保管しているデータについてはバックアップを作製するとともにデータを紙に出力し保管している。</p> <p>原子記録(野外調査野帳など)及びその他記録類の保管期間はプロジェクト期間終了後10年間とする。</p> </li> <li>・データの確認                     <p>モニタリング実施担当者は、測定時に自己確認を行い、野帳記入時に確認した。さらに吸収量算定担当者により、野帳からデータ入力時に確認を行うとともに、適宣つき合わせ等を行った。吸収量算定時には、吸収量算定担当者が自己確認を行い、さらに一次承認者が確認を行った。</p> </li> <li>・内部監査                     <p>平成24年10月26日に四万十町森林組合総務課長は、四万十町森林組合温室効果ガス吸収間伐推進プロジェクトについて内部監査規定に従い監査を実施し、教育・研修記録の確認、情報保管の確認、データチェック記録の確認、サンプルチェック、キャリブレーション・点検記録の確認、手順書の確認、モニタリング実施体制を確認したうえで、モニタリング報告書に記載されたことを確認し平成24年10月26日に適正である旨を表明した。</p> </li> <li>・測定機器の維持・管理(機器校正等)                     <p>モニタリングに使用する機器については、取扱説明書等に従い維持管理し、それを記録、保管している。</p> </li> </ul> <p>(その他特筆すべき事項)</p> <p>なし</p>
<p>モニタリング結果概要</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li><input checked="" type="checkbox"/> プロジェクト計画に基づきプロジェクトを実施した。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング計画書に基づきモニタリングを実施した。</li> <li><input checked="" type="checkbox"/> モニタリング方法ガイドライン・方法論に準拠した GHG 算定を行った。</li> </ul>

	(その他特筆すべき事項) なし						
適用モニタリング方法 ガイドライン	オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン (森林管理プロジェクト用) Ver.4.2						
適用方法論	方法論番号	R001 Ver.6.2					
	方法論名称	森林経営活動による CO2 吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					
モニタリング結果							
モニタリング期間	2010年4月1日 ~ 2012年9月30日						
モニタリング対象面積	83.49ha						
吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2			233.57	662.11	329.37	1225.05
認証依頼吸収量	1,225 t-CO2						

ダブルカウントの防止の措置	
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	<p>【ダブルカウント防止措置を講ずる事業者名】</p> <p>事業者名： <u>四万十町森林組合</u></p>
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度実施要綱 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</p> <p><input type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名： <u>高知県協働の森 CO2 吸収認証制度</u></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された吸収量については、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由： _____</p> <p>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、高知県オフセット・クレジット(高知県 J-VER)制度利用約款及び森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値が高知県オフセットクレジット(高知県 J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ  
ホームページ URL: \_\_\_\_\_

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: \_\_\_\_\_

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。  
制度名: \_\_\_\_\_

その他  
具体的に: \_\_\_\_\_

**ダブルカウント防止措置責任者（プロジェクト代表事業者と同様の場合は記載不要）**

事業者名			印
住所			
代表者氏名		代表者役職	
担当者氏名		担当者 所属部署・役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	

備考欄